

東京23区内の小規模非住宅用地に対する 固定資産税等の減免、平成15年度も実施

今年度も減税で中小企業者等を応援します!!

- 東京都主税局 -

東京都では、昨年度に引き続き東京都独自の措置として、東京23区内の一定の要件を満たす非住宅用地（商業ビルや店舗の敷地、駐車場など）に対する固定資産税・都市計画税の税額を2割減免します。この減免は、厳しい経済状況下にある中小企業者等を支援するための措置で、平成14年度から実施され、平成15年度においても引き続き下記のとおり実施することとしたものです。

減免対象

一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち、200㎡までの部分（小規模非住宅用地）

減免対象者

- ・個人
- ・資本の金額又は出資金額が1億円以下の法人
- ・資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く）

減免割合

2割

この減免を受けるためには、申請が必要となります。

ただし、平成14年度に申請された方で、減免を受けられた方については、今年度、新たに申請される必要はありません。

平成14年度に、この減免を受けられた方へ

- ・平成14年度は、減免が適用されていない、減額前の納税通知書を発送いたしました。平成15年度の納税通知書は、原則として、減額された後の納税通知書を、平成15年6月2日（月）に発送いたします。

・法人の方で、平成14年1月2日以降に資本金・出資金を増資され、金額が1億円を超えた方は、お手数ですが、管轄の都税事務所までご連絡を

お願いします。
ご不明な点については、小規模非住宅用地が所在する区の都税事務所までお問い合わせください。

スポットNEWS

下水道料金の減免措置を継続します

- 東京都下水道局 -

東京都では、平成15年第1回都議会定例会における「下水道料金の減免措置に関する決議」の趣旨を踏まえ、平成15年3月31日までとしていた下水道料金の減免措置を、次のとおり継続して実施することとしましたのでお知らせします。

減免対象

1. 公衆浴場営業、医療施設、社会福祉施設、生活保護世帯（教育、住宅、医療、介護扶助）、皮革関連企業、めっき業、染色整理業
2. 高齢者世帯（老齢福祉年金受給世帯）、生活関連業種（23業種）
パン製造小売業、クリーニング業、魚介類小売業、豆腐製造小売業、日本そば店、中華そば店、めん類製造業、野菜小売業、かまぼこ水産加工業、こんにゃく製造業、民生食堂・大衆食堂、食肉小売業、大衆すし店、あん類製造業、ソース製造業、つけ物製造業、そうざい製造業、つくだ煮製造業、ハム・ソーセージ製造業、水産物仲卸業、簡易宿所営業等、理容業、美容業

措置期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

申請受付

1. 平成14年度に減免措置を受けていた方は申請不要です。
2. 新規の申込みについては、申請を受け付けた日の属する月分から適用します。
3. 受付場所 水道局各営業所

問い合わせ先

東京都 下水道局 業務部 業務課 Tel 03-5320-6573